

議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和5年6月9日（金曜日）
開 会 午前 9時57分
閉 会 午前10時22分

- 2 場 所 第2委員会室

- 3 出席委員 10人
委員長 成 田 光 雄
副委員長 泉 英 之
委 員 田 辺 裕 三
// 久 保 大 憲
// 松 井 邦 人
// 岡 部 享
// 舎 川 智 也
// 押 田 大 祐
// 松 井 桂 将
// 横 野 昭

- 4 欠席委員 0人

- 5 委員外議員として出席した者
議 員 大 島 満
// 谷 口 寿 一
// 尾 上 一 彦
// 赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に田辺委員、横野委員を指名いたします。
本日の協議事項は、6月定例会の運営についてであります。
まず、1つ目の一般質問については、19名の方から通告がありました。
そこで、一般質問の順序については、お手元の資料1のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

〔松井 桂将委員退室〕

委員長 ここで、松井 桂将議員から発言通告書と併せて、お手元に配付の資料2、資料3のとおり一般質問の補足資料とチェック表が提出されました。
この補足資料については協議に先立ち、委員の皆さんには事前に配布しております。
それでは、この補足資料を一般質問の際に使用することについて、お手元に配布の資料4の取扱いのうち、第3項から第5項まで、及び第7項第2号、第3号の規定に照らして皆さんの御意見をお聞かせください。

舎川委員 こういったマークはなかなか言葉では表現しにくいものですので、発言を補足する資料として認められるのではないかと思います。この補足資料について問題ありません。

久保委員 全く問題ありません。

委員長 それでは、松井 桂将議員から提出された補足資料

については、議会運営委員会として、取扱いに基づいて、内容が適当であるとの意見を議長に報告することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
それでは、そのように決定いたします。

〔松井 桂将委員入室〕

委員長 次に、2つ目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものは、お手元の資料5のとおり陳情1件であります。
請願については、受理しているものではありません。
この令和5年分陳情第6号 情報開示による費用の改善を求める陳情について議長は総務文教委員会へ付託するとの判断を示されておりますので、御承知おき願います。
なお、本陳情につきまして、陳情人は訂正届を提出する意向を示しておりますので、あらかじめ御承知おき願います。
また、本陳情について、陳情人より個人情報の取扱いについて配慮してほしい旨の申出がありましたことから、当局及び報道機関、傍聴者に配付する文書表は個人情報を伏せたものとなります。
一方、各会派へ事前に配付しております陳情書原本の写し及び本会議で各議員に配付する文書表には、個人情報が記載されておりますので、議員各位におかれましては、その取扱いには十分御注意願います。

久保委員 総務文教委員会に付託すると決めたことについては、これは議長が決められる案件ですので、異論は特段言いません。
しかし、この文書表の中で、開示決定された資料は、正確な情報が記載されていない資料であると判明し、市長も正確な情報ではないことを認め、その後、正確な情報を入手すると記載されております。願意に

については情報開示が正確に行われることを望んでいますが、その端緒も陳情人の主張も、私はこの文書表から読み取ることができません。

願意を類推して表決することは、この陳情人に対しても不誠実な対応になりかねないと思っております。訂正届が提出されるということですが、訂正されても、審査、表決に値しないような場合も想定されます。その場合、議長がどのような意図を持って委員会付託したのか説明を求めることも必要になる可能性がありますので、十分準備をしておいていただきたいと思っております。

舎川委員 今、準備をしておいてほしいとおっしゃいましたが、訂正届が提出された後、明確な内容の文書表をちゃんと取り扱えるように準備をしておいてほしいということですか。

久保委員 このままでは審査、表決はできないと思っております。

私は当局の情報開示については適切に行われているものだと思っておりますが、要は当局が何を間違っていたのかも分からないし、正確な情報が記載されていない資料が開示決定されたこと自体もどういうことか全く分からない状況では、これが正しいのか正しくないのか判断することも到底できませんので、審査、表決はできません。

舎川議員 陳情も請願も同じ取扱いですが、富山市議会の会議規則上、記載事項等に不備がなく、議長が必要と認めるときは、請願・陳情取扱要領に規定される例外を除き、基本的には委員会に付託して審査することになっていまして、例外に該当するときには議会運営委員会に意見を求めることになっていまして。

願意が明確ではないとおっしゃいましたけれども、なかなか判断が難しいところですが、私どもとしてはある程度審査する意義があるのではないかと考えています。願意が明確ではないとまでは言えないと思っております。

訂正届も提出されますし、委員会審査で当局の見解を聞くこともでき、また必要があれば陳情人を呼ぶこともできますので、内容もその背景も今後明らかになっていくと思います。

委員会付託は議長の判断ですが、願意が明確ではないということだけで受け付けないのは、私としてもいかななものか、広く受け付けてもいいのではないかと。落とすところとしても、委員会付託すべきと考えています。

久保委員 事務局に確認しますが、請願・陳情取扱要領の中で願意が明確でないものは委員会に付託されることになっているのですか。

議事調査課長 富山市議会の請願・陳情取扱要領では、議長は願意が明確でないものまたは既に願意が達成されているものに該当すると認めるときは一今回はこの願意が明確ではないものかどうか争点になっていると思うのですけれども一議会運営委員会に意見を求めることになっています。

久保委員 私どもの会派では願意が明確ではないとっていて、読み方によっては願意が明確であると思っている方もいらっしゃる。願意が明確であるから委員会付託すると判断したのは議長ですから、場合によっては、明確であると判断した点を私たちにもきちっと説明していただかないと駄目なのではないかと思えます。

先ほど舎川委員がおっしゃったような、願意が明確ではないものも取り扱っていいという要領にはなっていません。願意が明確ではないものは議長の判断で委員会付託しないこととなっていますので、そこは誤解があるかもしれないと思います。

舎川委員 もう一度お願いします。

久保委員 今、議事調査課長の説明にもありましたが、願意が明確でないものまたは既に願意が達成されているも

のについては議長の判断で委員会付託しなくてもいいこととなっています。

今回は願意が明確であると議長が判断して、委員会付託することを決定したと思いますが、私たちはその願意がいまいちよく分からないので、議長がどのように判断されたのか、こういうところを審査してくださいと言ってもらわないと、正しいのか正しくないのか、採択するのか不採択にするのか判断ができないと考えています。

舎川委員 願意が明確か不明確かは、議長の中での判断はあるかもしれませんがけれども、明確ではないものは議会運営委員会に意見を求めることもできるので、一旦は受け付けることは可能であると私は読み取りました。

横野委員 この文書表で、市長が正確な情報ではないと認めたことによって情報開示の内容が変わって、二重の負担をさせられたということ、これが願意だと思えますので、委員会付託しても問題はないと思えます。

泉委員 久保委員は、今後訂正届が提出されるが、会派として、それでも願意が分からない場合には、議長に説明を求めることがあってもいいのではないかとおっしゃっただけで、両者の意見はかみ合っていると思うので、全然問題がないと思えます。そのように進めていけばいいのではないのでしょうか。

委員長 今、いろいろと御意見をいただきました。
この後、陳情人から訂正届が提出されるということもあります。それを受けて、議長及び議会事務局と対応を検討して、皆様にお伝えしたいと思えます。
次に、3つ目の意見書・決議についてですが、これまでに受理しているものではありません。
また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、先般、会派に配付させていただきました、令和5年6月定例会諸会議日程等にも記載してありますとおり、6月20日（火曜日）の

午後5時までが提出期限となっております。
提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、6月21日（水曜日）の本委員会でお示しし、6月26日（月曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。
ここで、事前に岡部委員より発言の申出がありますので発言を認めます。

岡部委員

質問予定書の発言の要旨の記載方法について、少し確認、整理したいと思い、発言させていただきます。
この質問予定書につきましては、平成30年12月定例会から導入されました。導入の経緯といたしましては、質問が重複して後から質問する人がほとんど答弁されてしまった、時間が余ったから予定外の質問をしたなどの状況があったことが発端で、平成30年11月2日の各派代表者会議で議長から一般質問の発言通告について見直しが提案されたと記憶しております。同日の議会運営委員会においても、事務局から詳細の説明があり、導入することとなったという経緯があります。
一般質問の重複を避けるために質問予定書が導入されたと思っております。質問の中身が分かるものとされており、そういう趣旨に沿った質問予定書の作成を再度徹底していただきたいと思います。
令和3年12月10日の議会運営委員会でも質問予定書の記載方法についていろいろと各会派から意見がありましたけれども、現状どおりとすることとなっておりますので、再度徹底いただきたいと思います。

舎川委員

同じ意見です。質問予定書の内容については、以前の議会運営委員会でも話があったとおり対応していただきたいと思います。

久保委員

私どもの会派としては、質問予定書自体が調整機能

を果たしていないのではないかとこのところがありまして、果たして必要なものなのかと。

例えば重複しそうな項目があっても、調整をしている経緯があまり見受けられないと感じています。もう一つは、一般質問の発言通告書を提出するまでの間に当局と様々なやり取りをするわけですが、その中で質問方針や趣旨が大幅に変わるケースもあって、質問予定書の段階で精度を上げると、逆に質問予定書に引っ張られて質問がやりづらくなるという話も聞いております。

私どもとしましては、調整機能を果たしていないのであれば、質問予定書の廃止も含めて検討していただきたいと思っております。

松井 邦人委員 今、久保委員が、私どもの会派としては、質問予定書自体が調整機能を果たしていないと考えているとおっしゃいましたが、実際、今回の質問予定書を基に、私のところに赤星議員が調整に来ています。質問予定書を活用している人は実際にいらっしゃいます。事実誤認ですので、それは訂正していただきたいと思っております。

横野委員 今の質問予定書は、「何々について」だけという書き方が非常に多いと思っております。確かに当局とのやり取りがあって、一般質問の発言通告書を議長に提出するときには、中身が変わる可能性はあります。それはそのときに訂正して出せばいいのであって、質問予定書の段階で何々についてと書かれただけでは、質問が重複するのかわかりません。「何々について」だけという書き方では、やはり調整は図れないと思っております。そういう書き方は違っていると、今、岡部委員から指摘がありましたし、以前の議会運営委員会でもそのように決めたのだから、そういう書き方をしているのはそちらの会派ですので、そこは直していただきたいと思っております。

久保委員 会派の書き方が問題と言われたと思うのですが、調整をすることが目的であれば、その項目が引っかかっていけば調整できると思います。
先ほど松井 邦人委員が言われたように、実際に調整されているということは私どもの会派では見られなかったの、そこは事実誤認だと認めます。
ただ、質問が重複するのかどうかは、詳細に書かなくても、コミュニケーションを取ろうと思えば取れるわけです。今の御発言は、私どもの会派の書き方が不適切だというような趣旨だと思いますが、それには当たらないと思っておりますし、調整のためであれば十分だと思います。

横野委員 平成30年当時、自由民主党会派で皆さん統一してやっていこうと、一致した意見ですから、その辺をしんしゃくしていただきたいと思います。

松井 邦人委員 令和3年12月10日の議会運営委員会で質問予定書について議論したときに、発言通告書の記入例も配布されました。そこには、質問予定書についても同様に記載願いますと書かれており、皆さん理解されているものと思います。
岡部委員は、質問予定書について、記載例を守った上で、すり合わせができるものはして、なるべく無駄を省いて、議会運営や一般質問をスムーズにしていこうということが本来の趣旨だったのではないかと、ということを再度確認されただけではないかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

岡部委員 はい。先ほども少し触れましたけれども、令和3年12月10日の議会運営委員会でも各会派からいろいろな意見がありました。今、久保委員が言われたような意見もありました。
しかし、最終的には、現状のままいきましょうということが確認がされています。少なくとも、それ以降に書き方を変更するという議論はされていないので、しっかり守ってもらうことが必要ではないかと申し上げました。松井 邦人委員が言われたよう

に、事務局から発言通告書の記載例も示されておりまして、その上で現状のままいきたいと思いますので、そこは守るべきだろうと思っています。

委員長

皆様から賛成意見や反対意見等がありました。
このことについては、これまでも議会運営委員会において、記載内容の確認をしております。質問予定書及び発言通告書の記載内容につきましては、質問の重複を避けること、また議長が事前に具体的な質問内容を把握することで、円滑な議事進行、議事運営を行うことにつなげるために、具体的に記載することとしたものであります。
議員各位におかれましては、導入した経緯、趣旨を十分に考慮した上で、令和5年9月定例会に臨んでいただきたいと思っております。
次回の議会運営委員会は、6月21日（水曜日）の予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年6月定例会
(令和5年6月9日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 田辺裕三

署名委員 横野昭